



東京都における相談支援従事者等研修について

はじめに

相談支援専門員は、障害児者の意向を踏まえ、自立した日常生活や社会生活の実現のために、支援・中立・公平な立場から、障害福祉サービス利用のための支援等を行います。

具体的には、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡・調整等を行います。

相談支援専門員は、指定相談支援事業所（指定特定・指定児童・指定一般相談支援事業所）に配置され、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者も、相談支援従事者研修（初任者・現任）修了が要件とされています。

相談支援専門員及び相談支援の質の向上を目指し、令和元年度から令和2年度にかけて相談支援専門員を養成する相談支援従事者等研修の制度が大きく変更になりました。

本冊子は、上記変更も含めて、東京都における相談支援従事者等研修について説明したものです。

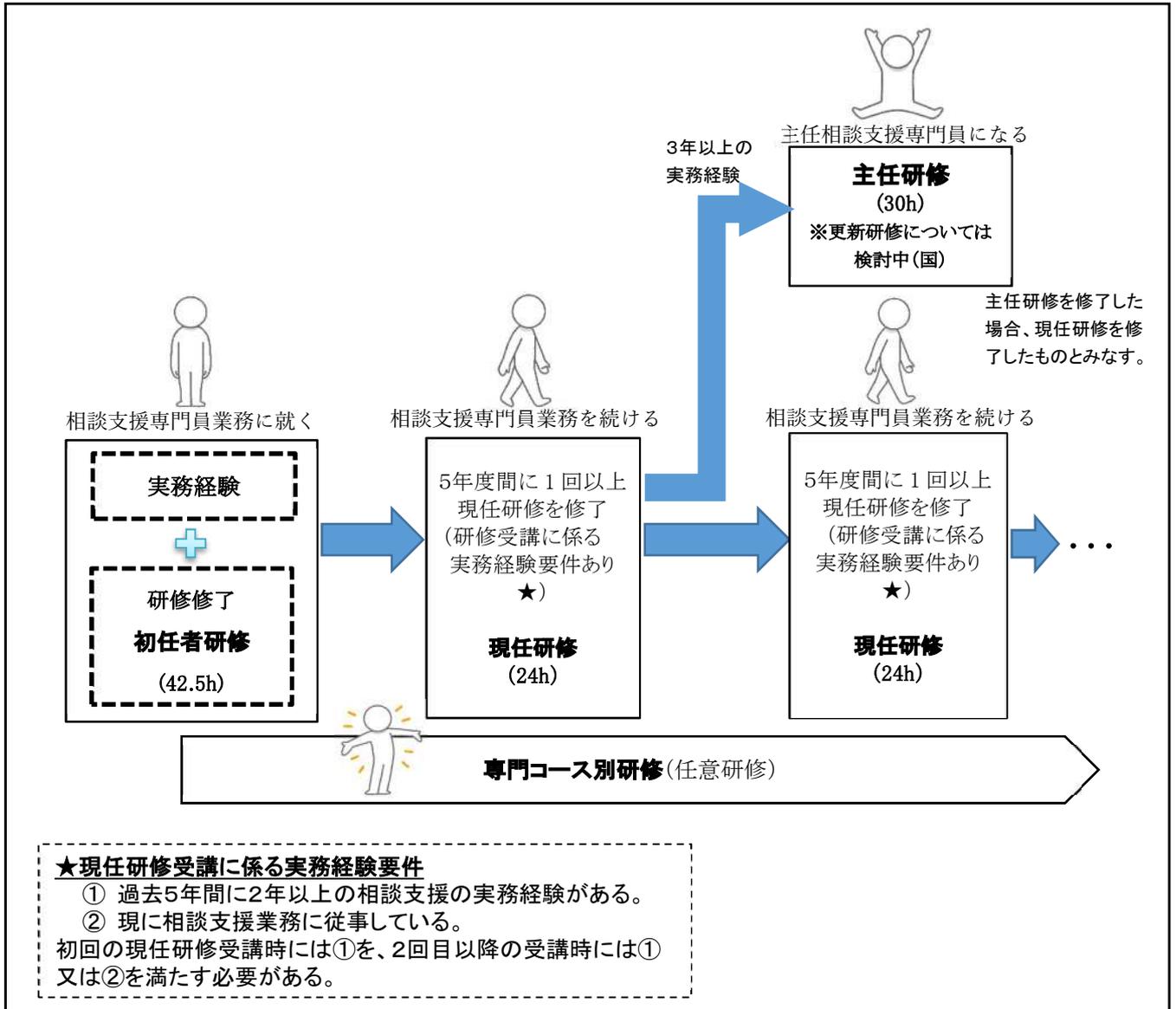
【目次】

- 1 相談支援従事者等研修の概要・・・・・・・・・・ 2 p
- 2 相談支援従事者初任者研修について・・・・・・・・ 4 p
- 3 相談支援従事者現任研修について・・・・・・・・ 6 p
- 4 相談支援従事者主任研修について・・・・・・・・ 8 p
- 5 相談支援従事者専門コース別研修について・・ 10 p
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- 7 各種問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 p
- 8 相談支援事業所の管理者の皆様へ・・・・・・・・ 12 p
- 9 よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 p
(別紙) 現任研修受講年度の考え方（早見表）・・ 17 p

東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当
(令和6年4月)

1 相談支援従事者等研修の概要

(1) 相談支援従事者等研修全体の構造



○相談支援専門員業務に就くためには、以下のことが必要です。

- ・実務経験を満たす^{※1}。
- ・初任者研修^{※2}を修了する。
- ・相談支援専門員として相談支援事業所等に配置される。

○相談支援専門員を続けるためには、初任者研修修了年度を起点とし、翌年度から数えて5年度間に1回以上、**現任研修**^{※3}を修了する必要があります。

現任研修を受講するためには、相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○主任相談支援専門員になるためには、**主任研修**^{※4}を修了する必要があります。

主任研修を受講するためには、現任研修を修了後、3年以上の相談支援専門員としての実務経験等が必要です。

○**専門コース別研修**^{※5}を受講するためには、相談支援従事者初任者研修を修了している必要があります。

該当の項目を参照してください。

※1 「6 その他」

※2 「2 相談支援従事者初任者研修について」

※3 「3 相談支援従事者現任研修について」

※4 「4 相談支援従事者主任研修について」

※5 「5 相談支援従事者専門コース別研修について」

(2) 令和元年度から令和2年度にかけての研修制度の変更点

国の研修制度改正を踏まえ、東京都では、以下の内容で実施します。

研修名	研修の位置づけ	変更点	
		令和元年度	令和2年度以降
初任者研修	相談支援専門員業務に就く	年2回 6日間 講義/演習	年1回 7日間 講義/演習/実習
現任研修	相談支援専門員業務の継続	年1回 3日間 講義/演習	年1回 4日間 講義/演習/実習
主任研修	地域の中核人材（主任相談支援専門員）の養成	年1回 5日間 講義/演習	変更なし
専門コース別研修	相談支援専門員として必要な知識・技術の獲得	年1回 1日 講義	(年1~2回程度) 実施方法は内容ごとに検討

(令和6年4月1日現在)

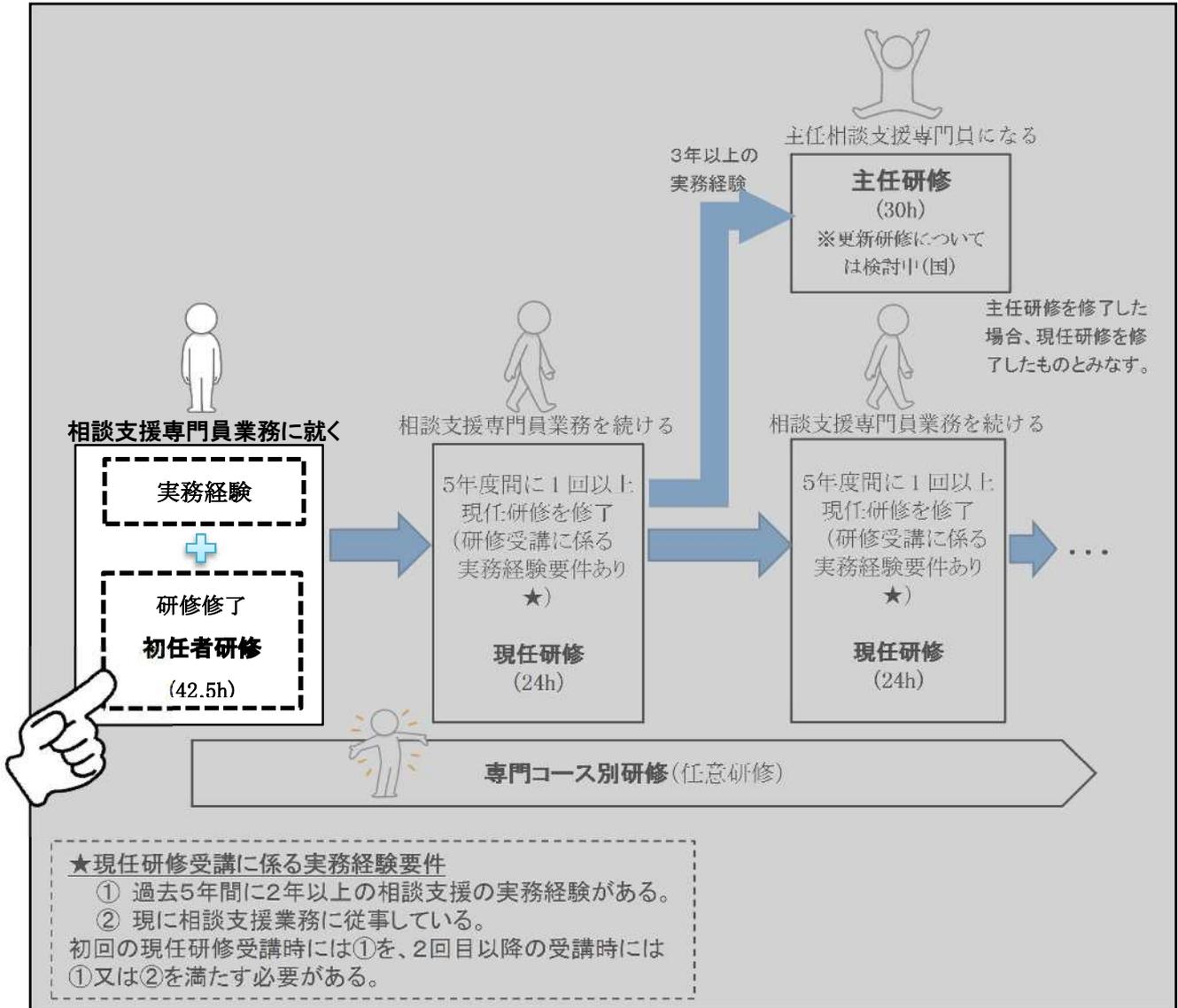
(3) 研修の根拠

- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）
- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第113号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第115号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）

(4) 研修の申込方法について

令和3年度の初任者研修から、従来の紙による申込みから電子申請を利用した申込みへ変更になりました。詳細は各研修の実施案内を御確認ください。

2 相談支援従事者初任者研修について



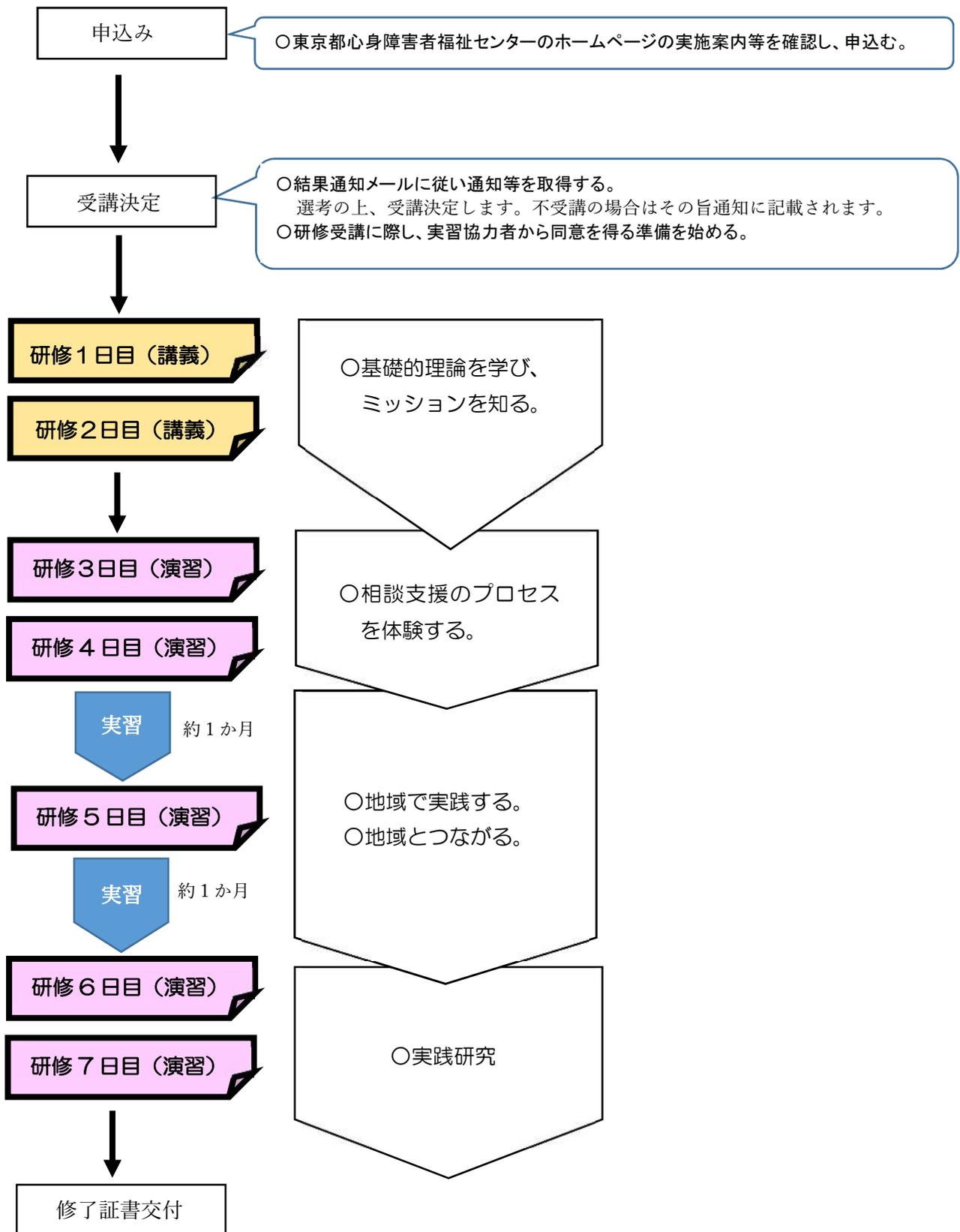
(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の4点全てを満たす方が対象です。

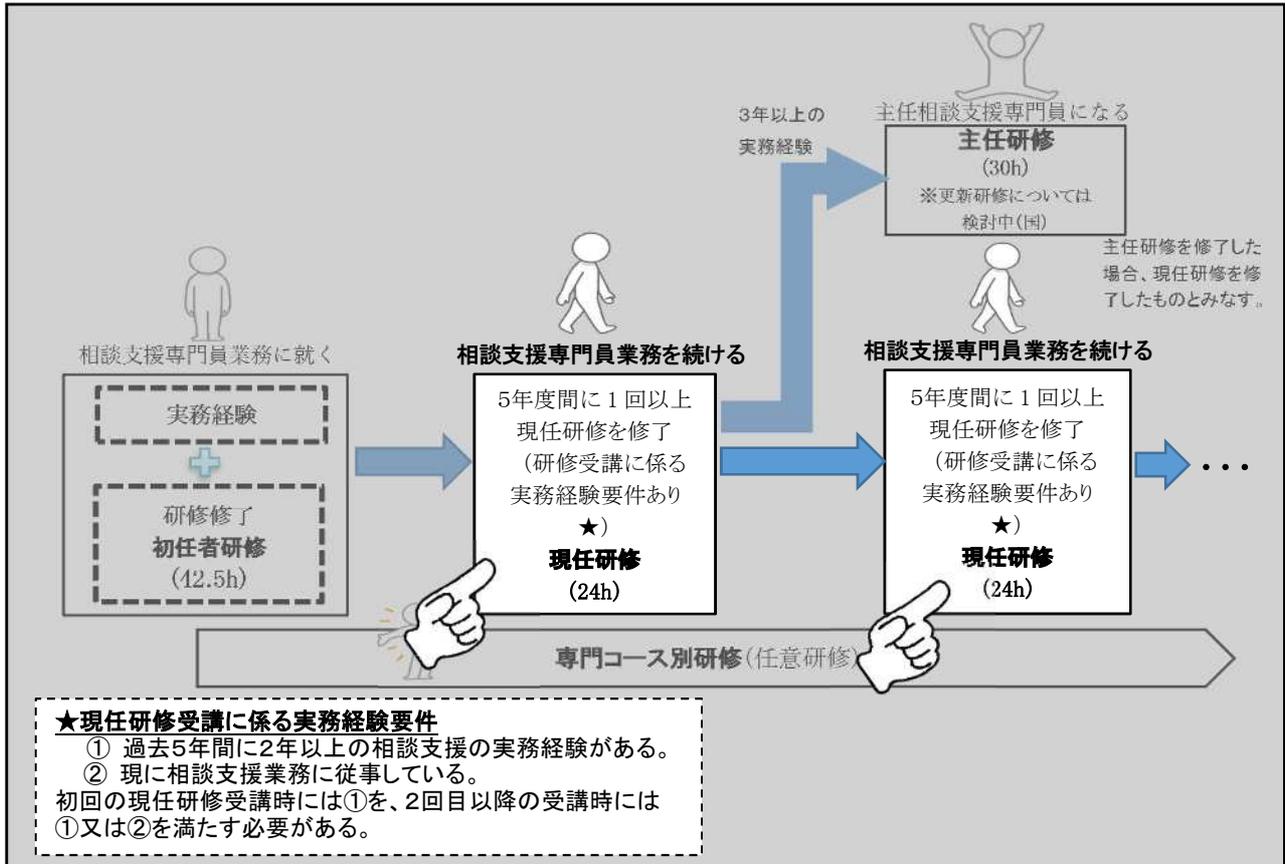
- ① 東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ② 指定相談支援事業所等で相談支援専門員として従事する、又は指定重度障害者等包括支援事業所でサービス提供責任者として従事する。
- ③ 事業所からの推薦がある。
- ④ 実習に取り組むことができる。

本研修では、研修4日目と5日目、研修5日目と6日目の間に、実習に取り組みます。取組の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、生活状況等を伺うアセスメントを行います。実習後の演習において、受講者同士でアセスメントを共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約7か月必要となります。）



3 相談支援従事者現任研修について



(1) 対象者 (詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。)

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ①東京都内の事業所に所属している、又は所属する予定である。
- ②相談支援専門員の資格が失効していない。

資格を継続するためには、初任者研修を受講した翌年度から5年度間毎に1回以上、現任研修を修了している必要があります。なお、主任研修を修了した場合は、当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます。

※受講年度と資格更新の考え方は、「(別紙) 現任研修受講の考え方 (早見表)」も参照してください。

※資格失効した場合は、「9 よくある質問」を参照してください。

【研修受講年度の考え方】

起点	現任研修 第1期間				
初任者研修	この間に、現任研修を1回以上修了				
○年度	○+1年度	○+2年度	○+3年度	○+4年度	○+5年度
	現任研修 第2期間				
	この間に、現任研修等を1回以上修了				
	○+5	○+5	○+5	○+5	○+5
	+1年度	+2年度	+3年度	+4年度	+5年度

※第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていきます。

③研修受講要件である実務経験が満たされている。

- ・初回の現任研修受講時 : 過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ・2回目以降の現任研修受講時 : 過去5年以内に2年以上の相談支援の実務経験がある、又は現在相談支援専門員として従事している。

【制度変更に伴う経過措置について】

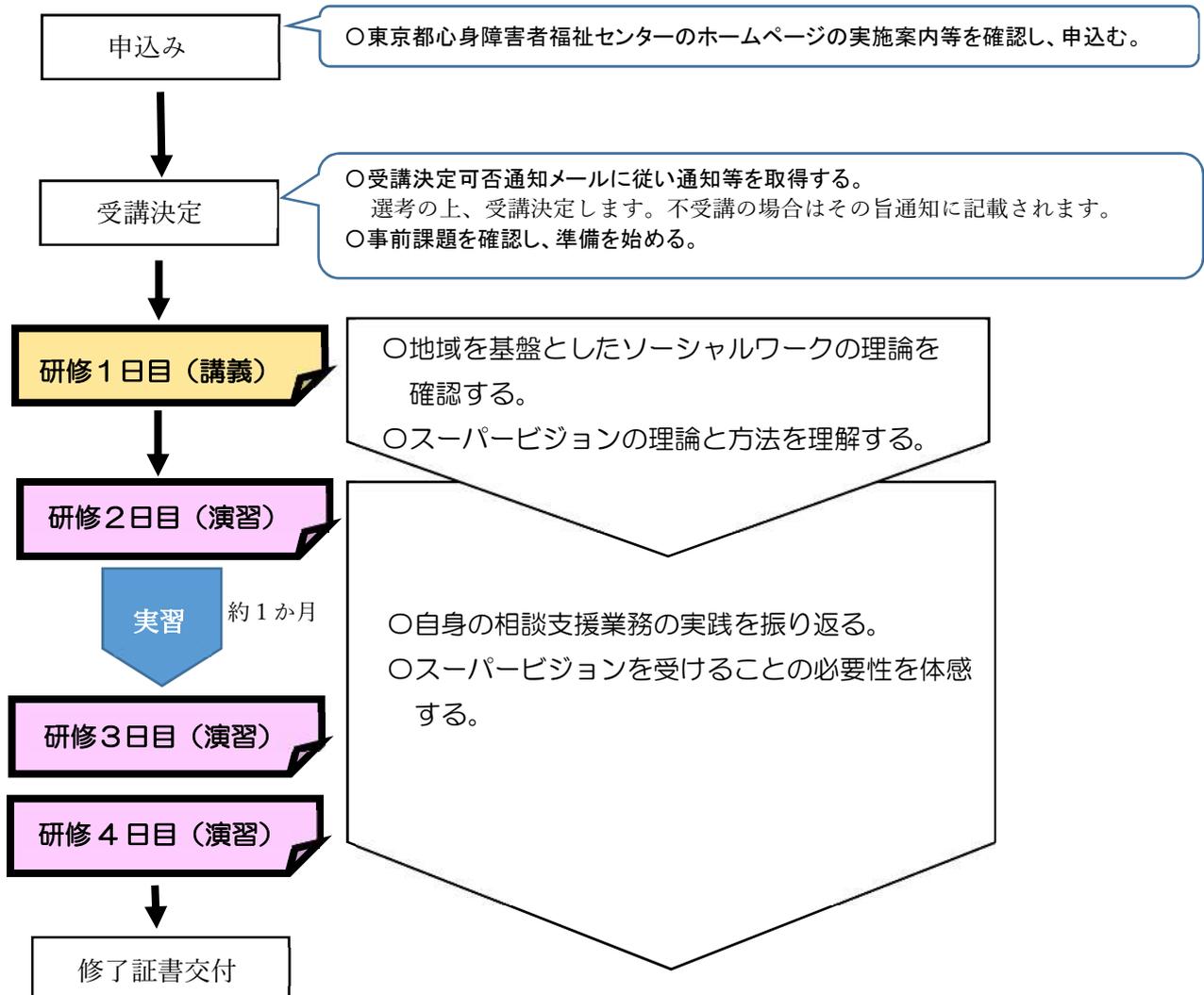
令和元年度までに初任者研修、現任研修又は主任研修を修了した方で、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合のみ「③研修受講要件である実務経験が満たされている。」は問われません。

④原則、事業所からの推薦がある。

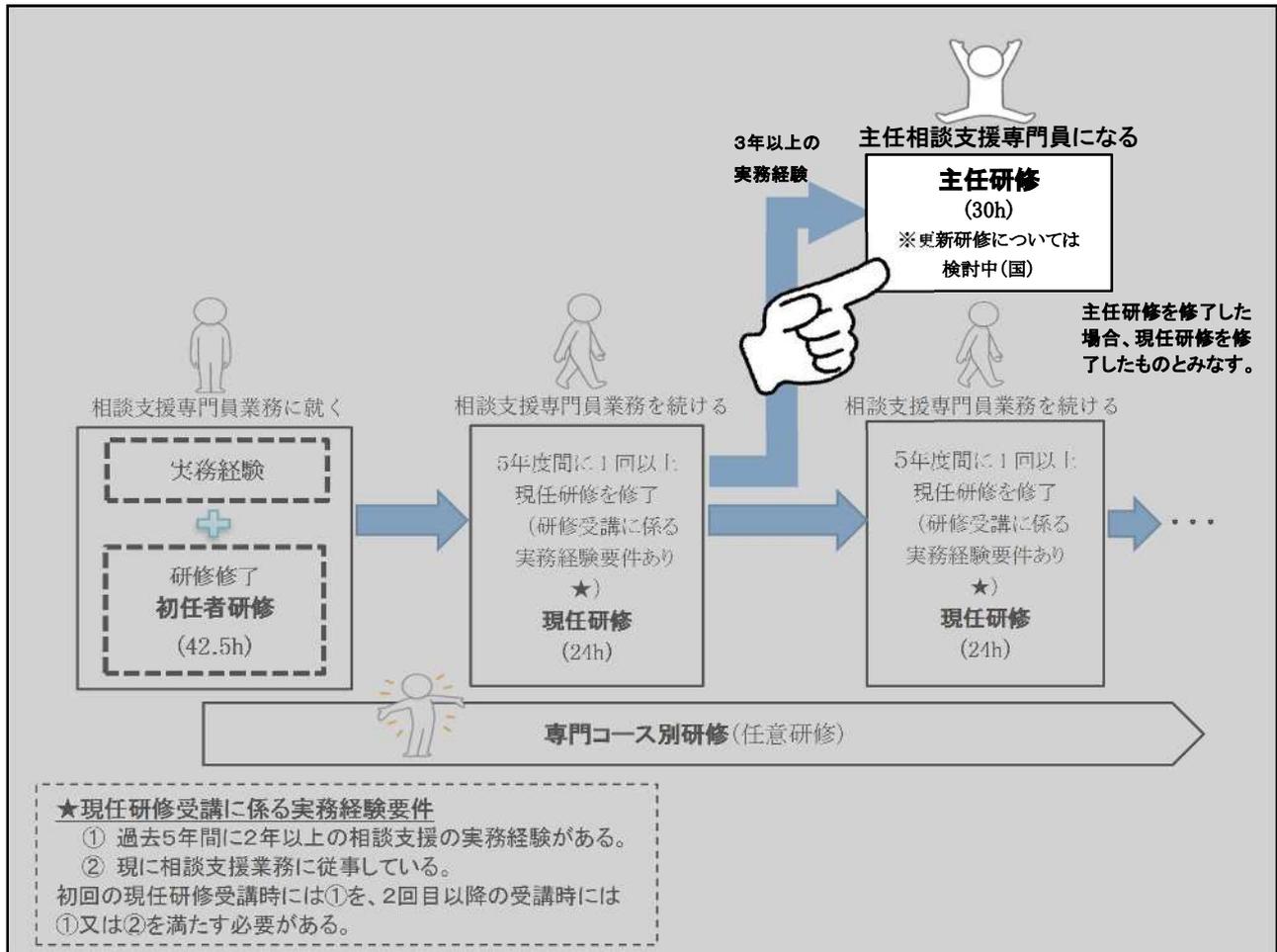
⑤事前課題及び実習に取り組むことができる。

本研修では、演習(研修2日目)前までに取り組む事前課題があります。課題の1つとして、地域で生活している障害当事者の方に実習協力者になっていただき、アセスメント等の日頃の実践について振り返りを行い、演習において、受講者同士で共有します。これらのことについて、実習協力者に同意を得る必要があります。

(2) 研修の流れ(申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。)



4 相談支援従事者主任研修について



【主任相談支援専門員とは】

- 地域援助、人材育成、運営管理など地域の中核的な役割を担う専門職です。
- 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従事者やそのほかの相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合等に「主任相談支援専門員配置加算」の対象となります。

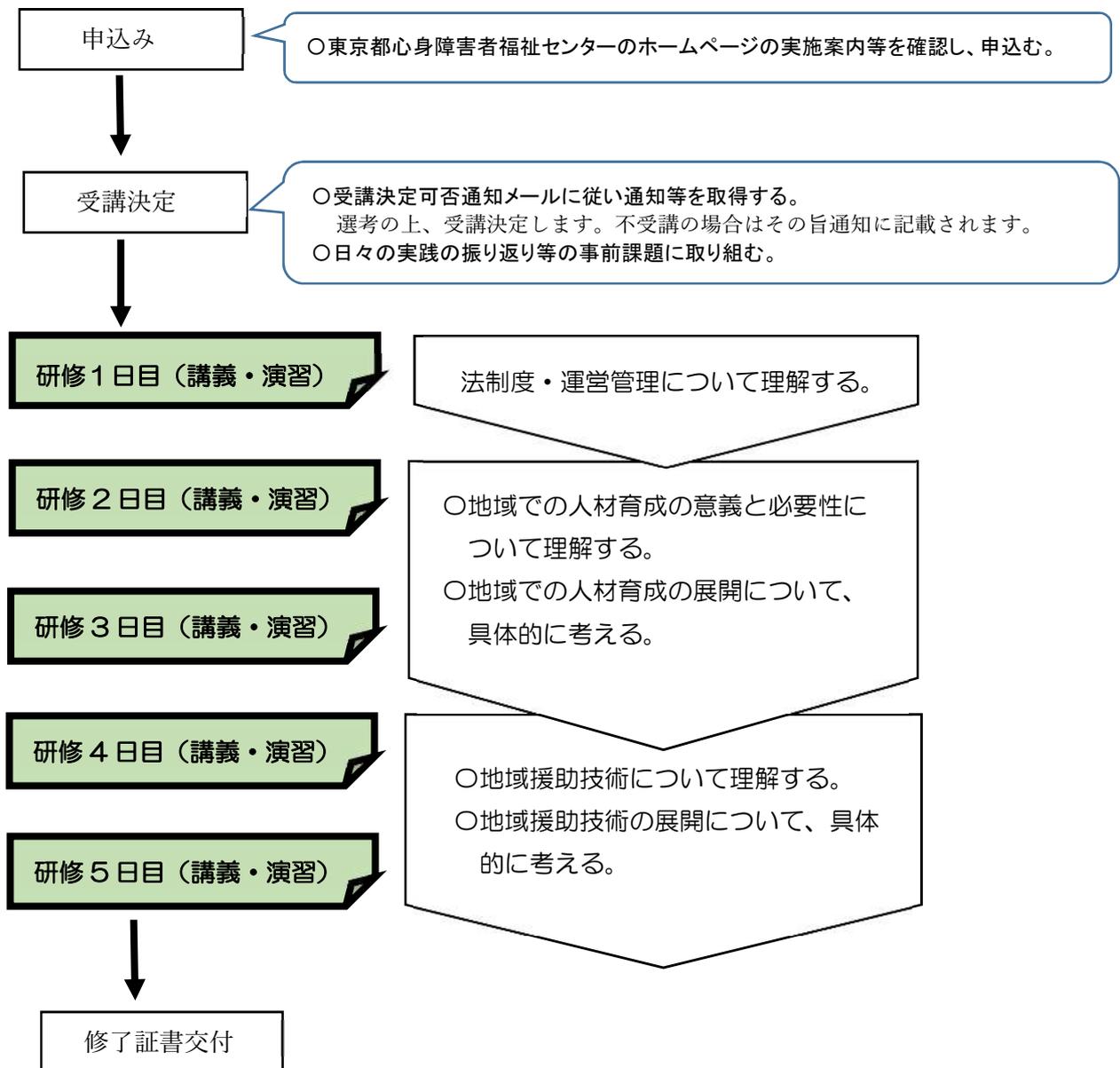
(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の5点全てを満たす方が対象です。

- ①東京都内の相談支援事業所等に所属している相談支援専門員である。
- ②一定の経験を有した上で現任研修を修了後、相談支援専門員としての経験が3年以上ある。
- ③利用者の自立支援に資する相談支援が実践できている。
- ④以下のいずれかが満たされている。
 - ア 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において、相談支援に関する指導的役割を担っている。
 - イ 東京都における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修の企画に携わっている、若しくは講義や演習に講師として携わっている。
 - ウ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、東京都が適当と認める者

⑤東京都内に所在する区市町村からの推薦がある。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約6か月必要となります。）



(3) その他

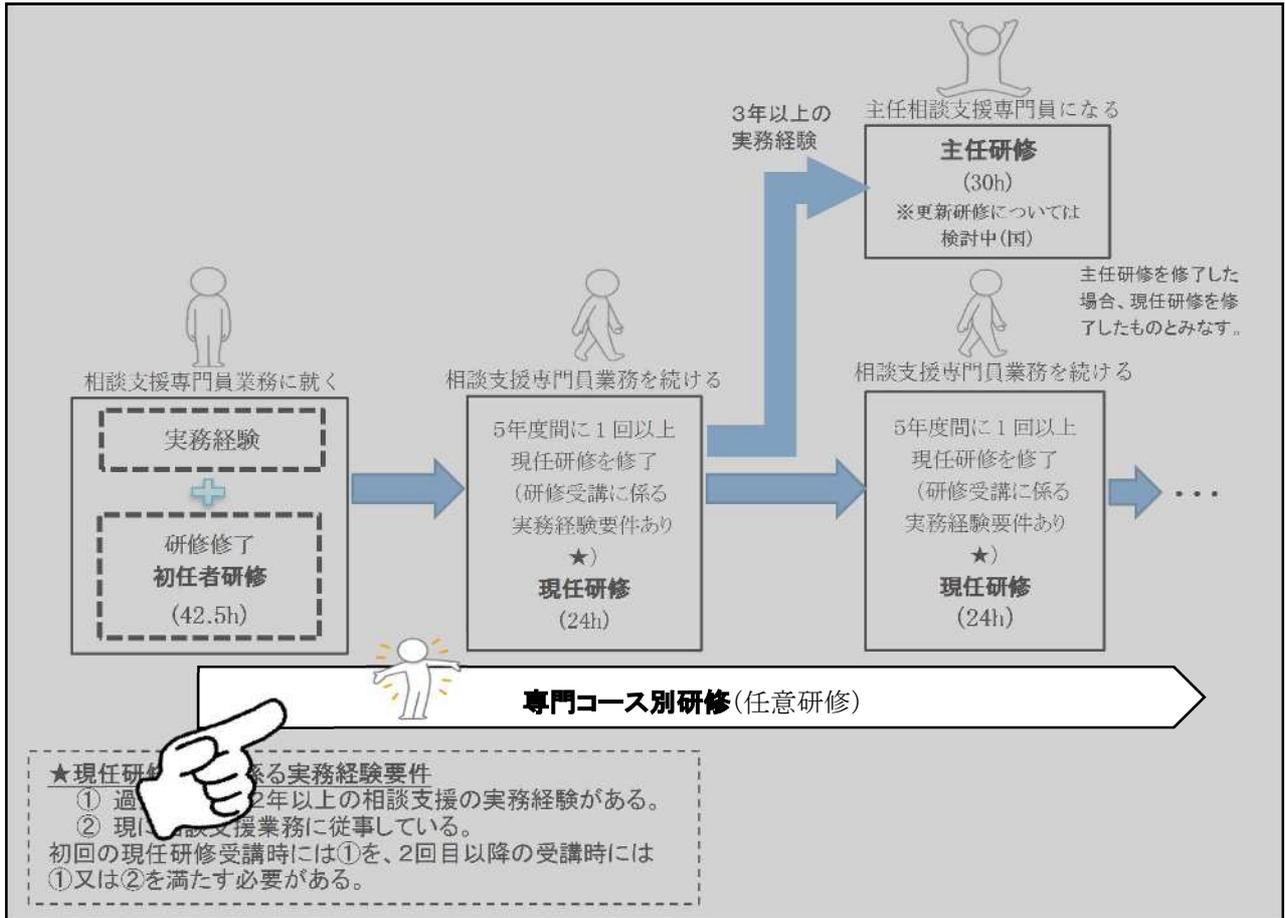
○修了の取扱いについて

当該期間に修了すべき現任研修を修了したものとみなされます。

○主任相談支援専門員の資格の更新について

主任相談支援専門員として従事し続けるためには、相談支援専門員の資格を更新する必要があります。現任研修又は主任研修を引き続き修了する必要があります。

5 相談支援従事者専門コース別研修について



【専門コース別研修とは】

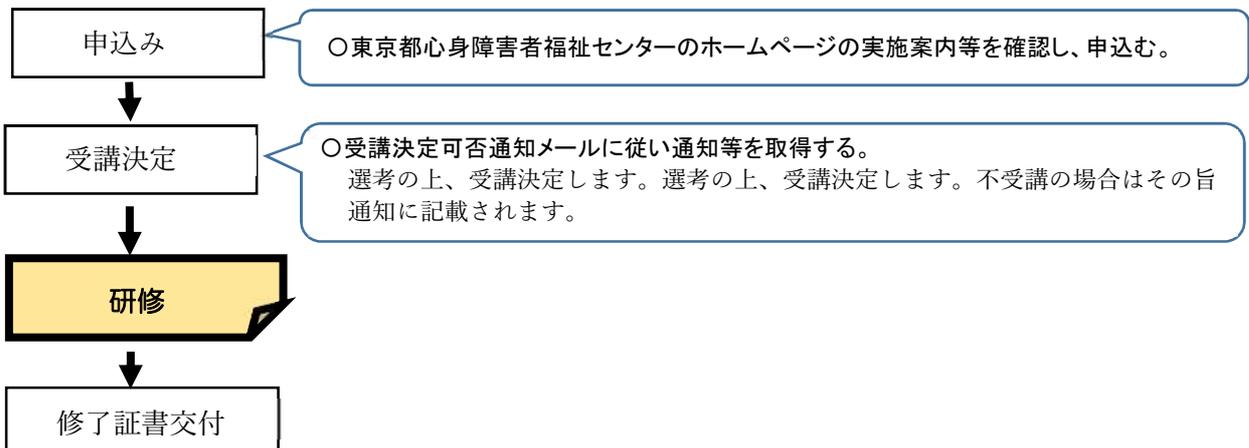
- 相談支援に必要となる専門的な知識と技術の獲得を目指します。
- 受講は任意ですが、終了後に修了証書を交付します。

(1) 対象者（詳細は、研修申込時の「実施案内」でお示しします。）

次の2点全てを満たす方が対象です。

- ①相談支援従事者初任者研修を修了している。
- ②東京都内の事業所に所属している。

(2) 研修の流れ（申込みから修了証書交付まで、約3か月必要となります。）



6 その他

(1) 実務経験について

相談支援専門員として従事するためには、初任者研修修了と併せて、実務経験を満たす必要があります。東京都福祉局ホームページ内「東京都障害者サービス情報」をご確認ください。

「東京都障害者サービス情報」

URL：<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

(トップページ⇒書式ライブラリー⇒A 【一般相談支援】指定申請書・変更届等⇒4 相談支援専門員の実務経験)

(2) 研修受講に際しての合理的配慮について

障害を理由とした合理的配慮については、申込書に希望内容を記載してください。

(3) 当該年度の研修日程について

東京都心身障害者福祉センターホームページ内「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」をご確認ください。

「障害者総合支援法等関連研修のお知らせ」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho//shienhoukanrenkensyu/minasama.html>

7 各種問合せ先

○東京都相談支援従事者等研修に関すること

担当部署	電話番号
東京都心身障害者福祉センター 地域支援課 地域支援担当	03-3235- 2953・2954

※研修に関する問合せの受付時間は、月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時から午後5時までです。

○事業者指定に関すること（実務経験の要件を含む。）

事業内容	担当部署	電話番号
指定一般相談支援事業 指定重度障害者等包括支援事業	公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業所支援部 障害福祉事業者指定室	03-6302-0257
指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	事業所の所在地の区市町村	—

8 相談支援事業所の管理者の皆様へ

【受講者の所属として】

- ・研修申込みについては、事業所の推薦や、受講希望者の経歴等一部申込み内容について事業所として証明をしていただく必要があります。
- ・本研修は、国で定められたカリキュラムを修了する必要がある、法定研修です。全ての科目を受講し、期限までに課題を提出する必要があります。したがって研修中は、遅刻・早退は厳禁です。また、業務や私用での途中離席も原則禁止となっており、修了証書を交付できない場合があります。
- ・申込みから修了証書交付まで、長期間にわたる研修です。このことを踏まえた受講者の推薦をお願いいたします。
- ・研修申込みを含めインターネットを活用しての実施となります。適切なセキュリティ対策が実施されたパソコン等の通信機器を準備してください。
- ・以上を踏まえ、**受講に際しては、事業所全体での協力が必要です。**

【地域の社会資源の1つとして】

- ・初任者研修・現任研修では、受講者が研修中に地域に戻って課題を行う実習が設定されています。相談支援体制の充実には地域での人材育成が欠かせません。両研修を地域での人材育成の一環でもあると捉えていただき、区市町村と協働し、**実習の受入れにも、ぜひご協力をお願いいたします。**

発行：

東京都心身障害者福祉センター地域支援課

電話：03-3235-2953・2954

よくある質問



【共通】

質問	回答
「指定特定相談支援事業」「指定障害児相談支援事業」とは何ですか。	サービス等利用計画や障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
「指定一般相談支援事業」とは何ですか。	<ul style="list-style-type: none">・「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。・「地域移行支援」は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。・「地域定着支援」は、入所施設や精神科病院から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。
他道府県にある相談支援事業所で勤務する予定ですが、東京都の研修は受講できますか。	東京都の研修は、東京都内の事業所に所属している又は所属する予定がある方が対象です。他道府県の事業所に所属する方は、受講対象外です。
相談支援専門員として働く予定はないが、自分の勉強のために受講することはできますか。	実際に相談支援専門員として従事している方、又はこれから従事する方が対象です。従事予定のない方は受講対象外です。
研修の受講料は必要ですか。	参加費は無料です。ただし、受講にかかる旅費等及び講義動画の通信に係る費用等については、推薦する事業者又は受講者の負担となります。

【初任者研修について】

質問	回答
以前、サービス管理責任者研修の一部として、「初任者研修講義部分」を受講し、受講証明書を持っています。今回相談支援専門員になるために初任者研修を受講しますが、この部分は免除になりますか。	初任者研修は、初任者研修に申し込み、受講決定された方が、全日程受講しなければ修了にはなりません。そのため、一部の免除にはならず、1日目から全てのカリキュラムを受講していただくこととなります。

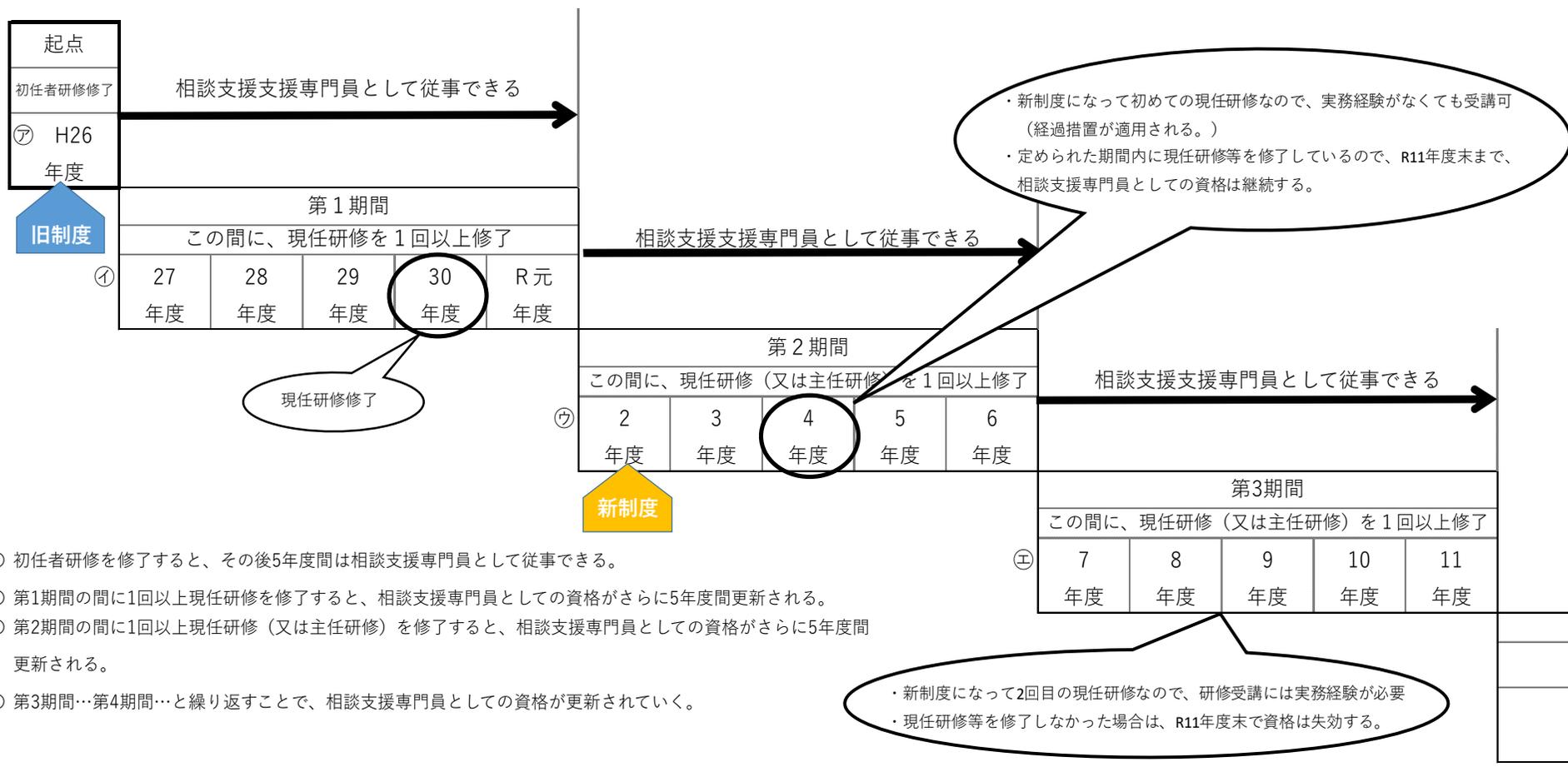
【現任研修について】

質問	回答
初任者研修修了後、5年度の間に現任研修を受講しませんでした。	
①再度相談支援専門員として従事するためには、どうすれば良いですか。	①初任者研修を受講してください。
②現任研修を受講しなかった時点で、資格は失効するのでしょうか。	②初任者研修修了年度の翌年度から数えて5年度の年度末まで有効です。
初任者研修の翌年度に現任研修を受講できますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の現任研修は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がないと、受講できません。 ・ただし、研修制度変更に伴う経過措置があり、令和2年4月1日までに初任者研修・現任研修・主任研修を修了した方が、令和2年度以降初めて現任研修を受講する場合のみ、実務経験は問わないことになっています。

※現任研修受講年度の考え方は、次ページ以降も参考にしてください。

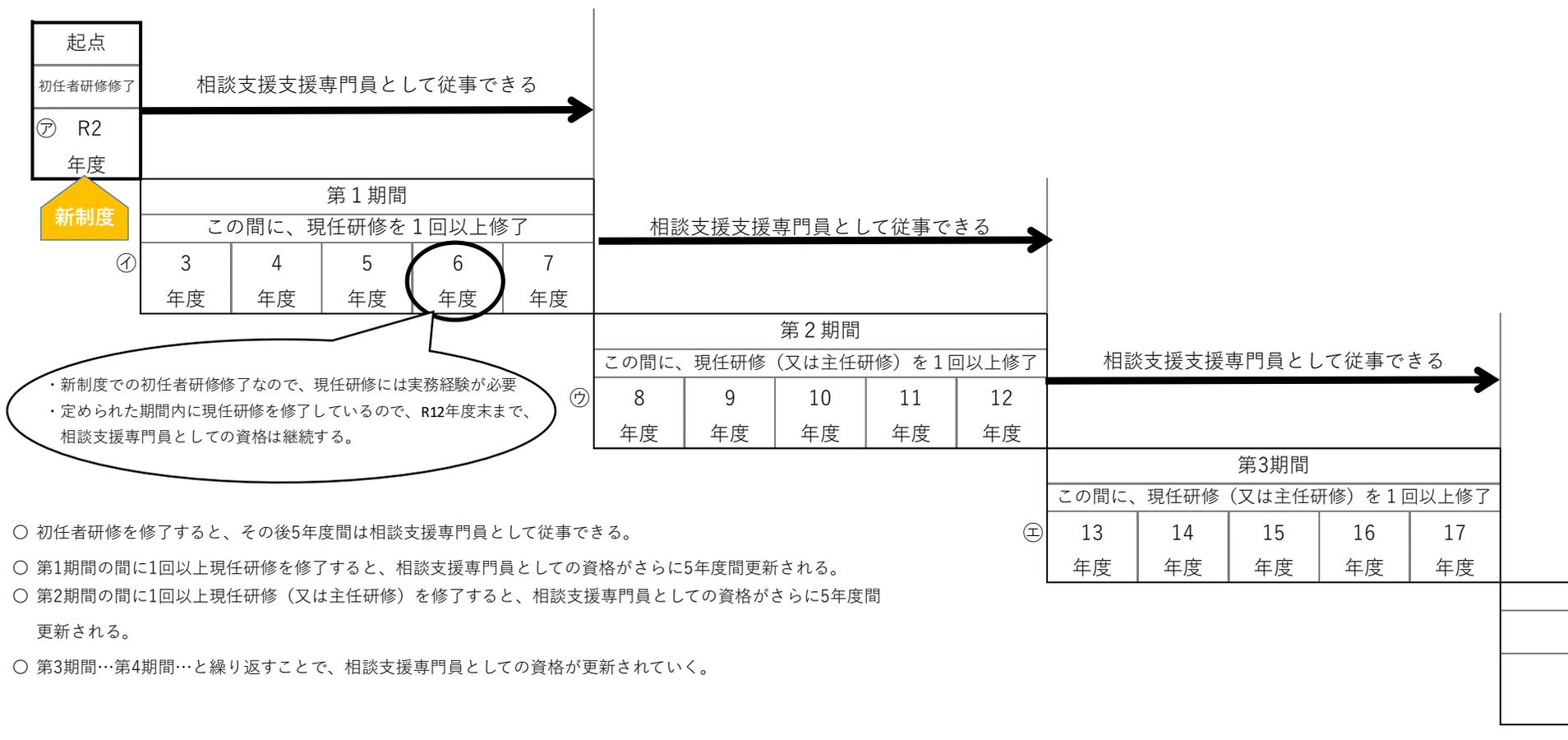
現任研修受講年度の考え方

(例1) 平成26年度に初任者研修を修了した場合



- 初任者研修を修了すると、その後5年度間は相談支援専門員として従事できる。
- 第1期間の間に1回以上現任研修を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第2期間の間に1回以上現任研修（又は主任研修）を修了すると、相談支援専門員としての資格がさらに5年度間更新される。
- 第3期間…第4期間…と繰り返すことで、相談支援専門員としての資格が更新されていく。

(例2) 令和2年度に初任者研修を修了した場合



(別紙) **現任研修受講年度の考え方(早見表)** 定められた期間内に、現任研修等が修了しているかの確認に使用してください。

早見表への記入方法(前頁までの記入の具体例も参照してください。)

- 1 初任者研修の修了証書を確認し、証書に載っている修了**年度**を、㉑に記入する。
※記入するのは、「年度」です。「修了年」ではありません。(例えば、平成28年2月8日が修了年月日の場合、修了年度は、「平成27年度」となります。)
- 2 ㉑に、初任者研修修了年度の翌年度から順番に、年度を記入する。
- 3 ㉒㉓㉔に、㉑から続けて、年度を記入する。
- 4 現任研修又は主任研修を修了した年度に○を付ける。

